

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【公表番号】特表2009-522377(P2009-522377A)

【公表日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2009-023

【出願番号】特願2008-549685(P2008-549685)

【国際特許分類】

C 0 7 D	279/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/54	(2006.01)
A 6 1 K	31/198	(2006.01)
C 0 7 D	417/12	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	25/22	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)

【F I】

C 0 7 D	279/12	C S P
A 6 1 K	31/54	
A 6 1 K	31/198	
C 0 7 D	417/12	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	21/00	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	25/16	
A 6 1 P	25/14	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	25/24	
A 6 1 P	25/22	

A 6 1 P 43/00 1 0 5
 A 6 1 P 35/00
 A 6 1 P 35/02

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月8日(2010.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

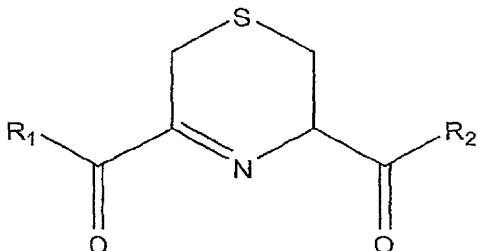
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の構造を有する化合物、それらの薬学的に許容される塩、および光学異性体：



式中、R₁は、-OH、-NH₂、-OCH₃、-OCH₂CH₂CH₃、-OCH(CH₃)₂、-OCH(CH₂)₂、またはC₂-C₁₀-アルケニルオキシ、C₂-C₁₀-アルキニルオキシ、C₁-C₁₀-アリールオキシ、C₂-C₁₀-アラルコキシ、C₁-C₁₀-アシルオキシ、C₁-C₁₀-アルキルアミノ、C₂-C₁₀-アルケニルアミノ、C₂-C₁₀-アルキニルアミノ、C₁-C₁₀-アリールアミノ、C₂-C₁₀-アラルキルアミノ、もしくはC₁-C₁₀-アミドのヘテロ原子置換型もしくは非置換型であり；

R₂は、-OH、-NH₂、またはC₂-C₁₀-アルコキシ、C₂-C₁₀-アルケニルオキシ、C₂-C₁₀-アルキニルオキシ、C₁-C₁₀-アリールオキシ、C₂-C₁₀-アラルコキシ、C₁-C₁₀-アシルオキシ、C₁-C₁₀-アルキルアミノ、C₂-C₁₀-アルケニルアミノ、C₂-C₁₀-アルキニルアミノ、C₁-C₁₀-アリールアミノ、C₂-C₁₀-アラルキルアミノ、もしくはC₁-C₁₀-アミドのヘテロ原子置換型もしくは非置換型であり；

但し、R₁およびR₂は、両方とも-OHではないことを条件とする。

【請求項2】

R₁が、-OCH₃、-OCH₂CH₂CH₃、-OCH(CH₃)₂、または-OCH(CH₂)₂である、請求項1記載の化合物。

【請求項3】

R₂が、ヘテロ原子置換または非置換のC₂-C₁₀-アルコキシである、請求項1記載の化合物。

【請求項4】

R₁が、ヘテロ原子置換または非置換のC₂-C₁₀-アルケニルオキシである、請求項1記載の化合物。

【請求項5】

R₂が、ヘテロ原子置換または非置換のC₂-C₁₀-アルケニルオキシである、請求項1記載の化合物。

【請求項6】

R₁が、ヘテロ原子置換または非置換のC₁-C₁₀-アリールオキシである、請求項1記載の化合物。

【請求項7】

R₂が、ヘテロ原子置換または非置換のC₁-C₁₀-アリールオキシである、請求項1記載の化合物。

【請求項 8】

R_1 または R_2 が $-NH_2$ である、請求項1記載の化合物。

【請求項 9】

R_1 が、ヘテロ原子置換または非置換の C_1-C_{10} -アルキルアミノである、請求項1記載の化合物。

【請求項 10】

R_2 が、ヘテロ原子置換または非置換の C_1-C_{10} -アルキルアミノである、請求項1記載の化合物。

【請求項 11】

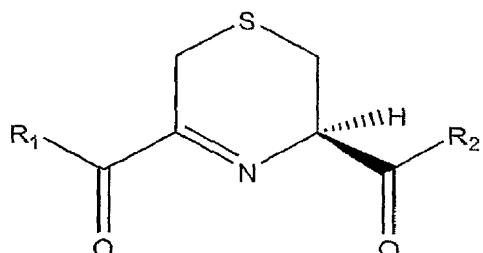
R_1 が、アスコルビル、デヒドロアスコルベート、グリシニル、およびセリニルからなる群より選択される、請求項1記載の化合物。

【請求項 12】

R_2 が、アスコルビル、デヒドロアスコルベート、グリシニル、およびセリニルからなる群より選択される、請求項1記載の化合物。

【請求項 13】

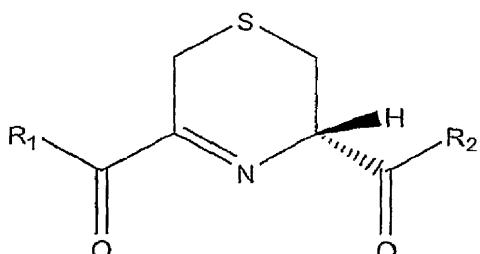
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項1記載の化合物。

【請求項 14】

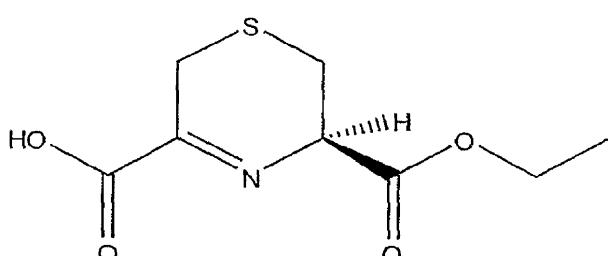
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項1記載の化合物。

【請求項 15】

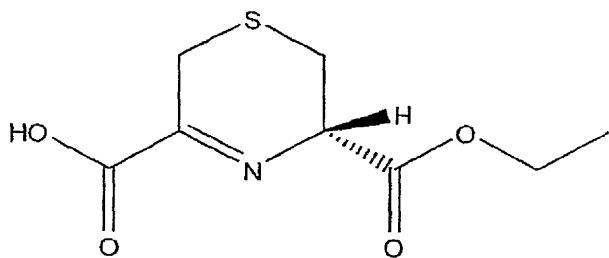
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項13記載の化合物。

【請求項 16】

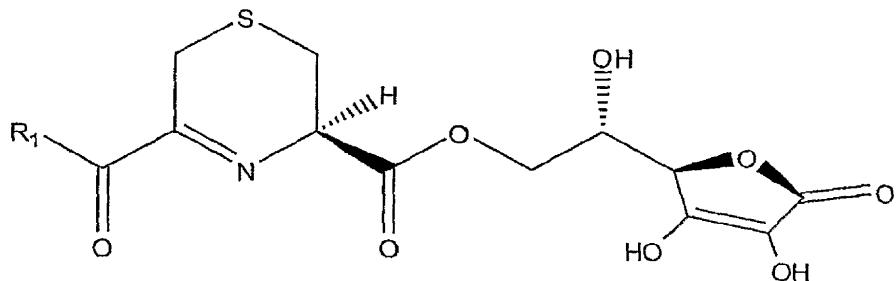
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項14記載の化合物。

【請求項17】

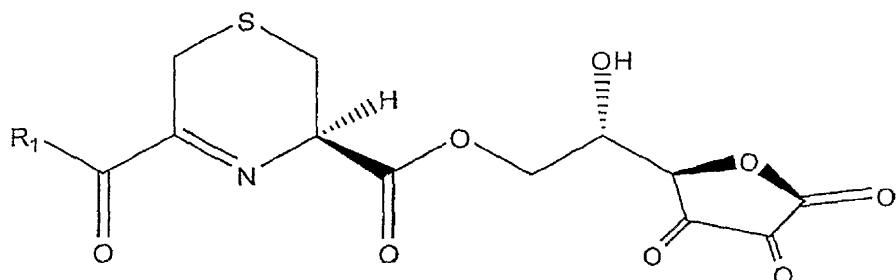
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項12記載の化合物。

【請求項18】

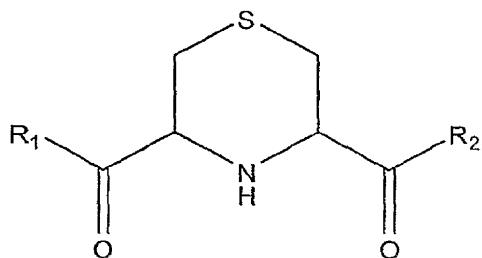
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項12記載の化合物。

【請求項19】

下記の構造を有する化合物、またはそれらの薬学的に許容される塩、および光学異性体：



式中、R₁は、-OH、-NH₂、またはC₁-C₁₀-アルコキシ、C₂-C₁₀-アルケニルオキシ、C₂-C₁₀-アルキニルオキシ、C₁-C₁₀-アリールオキシ、C₂-C₁₀-アラルコキシ、C₁-C₁₀-アシリルオキシ、C₁-C₁₀-アルキルアミノ、C₂-C₁₀-アルケニルアミノ、C₂-C₁₀-アルキニルアミノ、C₁-C₁₀-アリールアミノ、C₂-C₁₀-アラルキルアミノ、もしくはC₁-C₁₀-アミドのヘテロ原子置換型もしくは非置換型であり；

R₂は、-OH、またはC₂-C₁₀-アルケニルオキシ、C₂-C₁₀-アルキニルオキシ、C₁-C₁₀-アリールオキシ、C₂-C₁₀-アラルコキシ、C₁-C₁₀-アシリルオキシ、C₁-C₁₀-アルキルアミノ、C₂-C₁₀-アルケニルアミノ、C₂-C₁₀-アルキニルアミノ、C₁-C₁₀-アリールアミノ、C₂-C₁₀-アラルキルアミノ、もしくはC₁-C₁₀-アミドのヘテロ原子置換型もしくは非置換型であり；

但し、R₁およびR₂は、両方とも-OHではないことを条件とする。

【請求項 20】

R_1 が、ヘテロ原子置換または非置換の C_2-C_{10} -アルコキシである、請求項19記載の化合物。

【請求項 21】

R_1 が、ヘテロ原子置換または非置換の C_2-C_{10} -アルケニルオキシである、請求項19記載の化合物。

【請求項 22】

R_1 が、ヘテロ原子置換または非置換の C_1-C_{10} -アリールオキシである、請求項19記載の化合物。

【請求項 23】

R_2 が、ヘテロ原子置換または非置換の C_1-C_{10} -アリールオキシである、請求項19記載の化合物。

【請求項 24】

R_1 が-NH₂である、請求項19記載の化合物。

【請求項 25】

R_1 または R_2 が、ヘテロ原子置換または非置換の C_1-C_{10} -アルキルアミノである、請求項19記載の化合物。

【請求項 26】

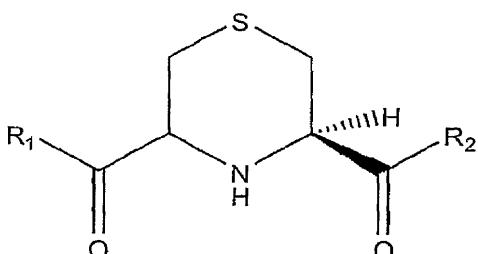
R_1 が、アスコルビル、デヒドロアスコルベート、グリシニル、およびセリニルからなる群より選択される、請求項19記載の化合物。

【請求項 27】

R_2 が、アスコルビル、デヒドロアスコルベート、グリシニル、およびセリニルからなる群より選択される、請求項19記載の化合物。

【請求項 28】

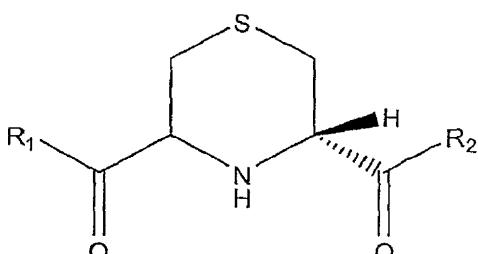
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項19記載の化合物。

【請求項 29】

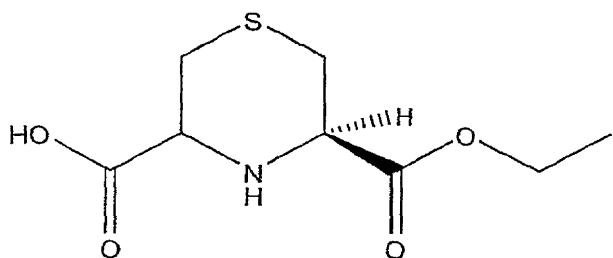
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項19記載の化合物。

【請求項 30】

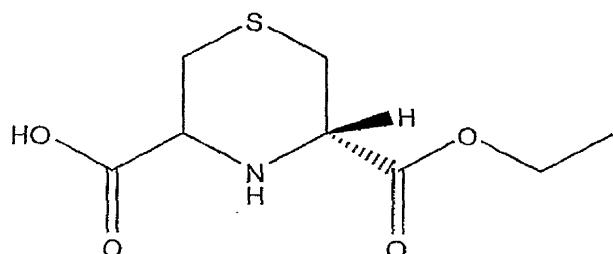
他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項28記載の化合物。

【請求項31】

他の光学異性体を実質的に含まない下記式の化合物：



ならびにそれらの薬学的に許容される塩として更に規定される、請求項29記載の化合物。

【請求項32】

請求項1記載の化合物の薬理学的に有効な量を含む、対象における疾患を治療するための薬剤であって、疾患が敗血症、パーキンソン病、ハンチントン病、多発性硬化症、黄斑変性、アテローム硬化症、関節リウマチ、炎症性腸疾患(IBD)、高血圧、注意力欠如障害、大うつ病、不安障害、脳卒中、脳癌、肺癌、肝臓癌、脾臓癌、腎臓癌、リンパ節癌、小腸癌、胰臓癌、結腸癌、胃癌、前立腺癌、精巣癌、卵巣癌、または食道癌である、薬剤。

【請求項33】

対象が哺乳類である、請求項32記載の薬剤。

【請求項34】

対象がヒトである、請求項32記載の薬剤。

【請求項35】

疾患が敗血症である、請求項32記載の薬剤。

【請求項36】

疾患が、パーキンソン病、ハンチントン病、多発性硬化症、黄斑変性、アテローム硬化症、関節リウマチ、または炎症性腸疾患(IBD)である、請求項32記載の薬剤。

【請求項37】

前記対象が脳卒中を有する、請求項32記載の薬剤。

【請求項38】

前記疾患が、脳癌、肺癌、肝臓癌、脾臓癌、腎臓癌、リンパ節癌、小腸癌、胰臓癌、結腸癌、胃癌、前立腺癌、精巣癌、卵巣癌、または食道癌である、請求項32記載の薬剤。